

「調達ガイドライン」

第2版

2025年12月

 東光電気工事株式会社

【はじめに】

当社は「人と社会の快適を求める、まだ見ぬ未来に技術で挑む」をパーソナルに掲げ、電気設備工事を中核として、社会インフラの安全・安心を支え、人々の豊かな暮らしの実現に貢献してまいりました。社会から必要とされ、信頼され続ける企業であるために、サステナブルな社会の実現を経営課題の一つとして位置づけています。

このような中で、当社はこれまで「ESG 調達ガイドライン」を策定し、お取引先各社とともに環境配慮や労働安全、公正取引などの取り組みを推進してきました。しかし近年では、気候変動リスクの深刻化に加え、人権尊重、労働環境の改善、資源循環への対応など、より広範かつ高度な社会的課題への対応が求められています。

こうした社会的背景を踏まえ、当社は新たに「調達方針」を策定し、事業の発展と社会的責任の両立を目指した、公正で透明性の高い調達活動を実現してまいります。

本ガイドラインは当社のサステナビリティ経営に対する基本方針、および調達方針に基づき、これまでの ESG 調達ガイドラインを改編し、当社とお取引先が共通の価値観を共有し、持続可能な社会の実現に向けて協働するための行動指針を定めたものです。お取引先各社におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解のうえ、遵守および協働をお願い申し上げます。

調達ガイドライン目次

I 東光電気工事のサステナビリティ	・・・ P 3
II ガバナンス (Governance)	
1. 公平・公正な調達	・・・ P 4
2. 法令・社会規範の遵守およびコンプライアンスの徹底	・・・ P 4 ~ 5
III 社会 (Social)	
3. 人権の尊重	・・・ P 5
4. 強固なパートナーシップの構築	・・・ P 5 ~ 6
5. 安全・衛生の確保	・・・ P 6
IV 環境 (Environment)	
6. 環境負荷の低減と環境保全	・・・ P 6 ~ 7
V 情報セキュリティ	
7. 機密情報・個人情報の保護	・・・ P 7
VI サプライチェーン全体への配慮・協力要請	
8. 責任ある調達の推進	・・・ P 8
VII 運用・見直し	・・・ P 8
参考資料	・・・ P 10 ~

I 東光電気工事のサステナビリティ

本ガイドラインの内容は、以下東光電気工事のサステナビリティ経営に対する基本方針に基づいて策定しております。お取引先におかれましても、以下の基本方針に対しご理解・ご協力をお願い申し上げます。

サステナビリティ基本方針

当社は『豊かな社会の建設に貢献すること』を経営理念に掲げ、社会と暮らしを支える「電気」・「エネルギー・インフラ」を皆さまのもとへ事業を通じてしっかりと届けていきたいと考えています。ステークホルダーの皆さまとの対話を尊重しながら、創業以来培ってきた経験、繋いできた誇りを持ち、多様な社会的要請に対し責任を果たしてまいります。

これからも建物・インフラの生涯価値を高めることに挑戦し続け、環境に優しい未来を築き持続可能な社会の発展のために貢献します。



II ガバナンス (Governance)

1. 公平・公正な調達

【1-A】 総合評価に基づく最適な取引先の選定

品質・価格・納期・技術力・施工体制・安全管理体制などを総合的に評価し、最適な取引先を選定に努めてください。

【1-B】 品質確保と安定供給

資材・機材・サービス等の調達にあたっては、当社が求める品質・性能・安全性を満たす製品・サービスを提供してください。あわせて品質向上と安定供給を支える信頼性の高い体制づくりに努めてください。

【1-C】 調達プロセスの透明性確保

価格交渉・契約の各段階で透明性を確保し、特定業者への不当な便宜供与や排他的取引につながる行為は行わないようお願いします。

【1-D】 公正な取引関係の維持

協力会社への不当な負担転嫁や一方的な契約変更を避け、公正な取引関係を維持してください。

2. 法令・社会規範の遵守およびコンプライアンスの徹底

【2-A】 法令等の遵守

下請法（取適法）、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、独占禁止法、不正競争防止法、知的財産法など国内法令・条例、ならびに各国・地域の法令、業界ルール、社会規範を遵守してください。

【2-B】 不正・不当行為の排除

贈収賄、談合、キックバック、横領等の不正行為や不当な慣行を排除してください。

【2-C】 正確な取引記録と誠実な契約履行

契約書・見積書・請求書等は正確に作成・保管し、虚偽記載や架空請求を行わないでください。

【2-D】 反社会的勢力の排除

反社会的勢力と関係を持たず、またそれを利用したいかなる要求や行為にも関与しないでください。

【2-E】 知的財産の尊重

特許・技術・ノウハウなどの知的財産を適切に保護し、無断使用や不正取得を行わないでください。

顧客・協力会社など第三者の知的財産についても同様に尊重し、情報提供や技術移転は権利が保護された形で実施してください。

【2-F】 通報者の保護

通報内容の機密性と通報者の匿名性を確保し、通報者が不利益な扱いを受けないよう保護します。通報により問題が確認された場合は、速やかに是正措置を講じてください。

III 社会 (Social)

3. 人権の尊重

【3-A】 基本的人権の尊重

働くすべての人の基本的人権を尊重し、以下の事項を徹底してください。

- (1) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント行為の禁止
- (2) 児童労働、強制労働、体罰、差別等の禁止
- (3) 適正な労働時間、休息、賃金の確保
- (4) 結社の自由、団体交渉権の確保
- (5) 外国人・移住労働者の適正な雇用管理

【3-B】 ダイバーシティの推進

個々の能力が最大限発揮される環境を整備し、公平・公正な機会を確保してください。

4. 強固なパートナーシップの構築

【4-A】 持続的なパートナーシップの形成

お取引先を重要なビジネスパートナーとして位置づけ、信頼関係に基づく協働体制を構築してください。

【4－B】災害等不測事態への対処

平時から災害などの不測事態に備え、BCP（事業継続計画）の整備・教育・訓練を行い、体制の維持に努めてください。災害等発生時には早急な供給体制の復旧に向けた、ご協力をお願いします。

5. 安全・衛生の確保

【5－A】法令および安全・品質管理基準の遵守

労働安全衛生法、建設業法等の関連法令および安全基準を遵守し、安全衛生管理体制を整備・運用してください。

【5－B】安全活動の徹底

労働災害や品質トラブルを防止するため、継続的な安全活動と品質管理に努めてください。事故等が発生した際は速やかに報告し、再発防止策を講じてください。

【5－C】衛生・健康管理の徹底

従業員が健康に働く環境を確保するため、以下の項目に取り組んでください。

- (1) 定期健康診断の実施と健康管理
- (2) 熱中症・寒冷ストレスなど季節要因への対策
- (3) 有害物質、粉じん、騒音等の適正管理
- (4) 感染症対策および体調不良者への適切な対応
- (5) 過重労働の防止と適切な勤務管理

IV 環境 (Environment)

6. 環境負荷の低減と環境保全

【6－A】 環境法令の遵守

国内法令・条例および国際条約を遵守し、適切な管理体制を整えてください。

【6－B】 温室効果ガス（GHG）排出量の算定

自社の事業活動に基づく温室効果ガス排出量(Scope1,2)について算定を実施し、Scope3 算定に向けて、情報収集および体制整備をお願いいたします。

当社より排出量データの提出をお願いした際は、ご協力をお願いいたします。

【6-C】 環境負荷低減に向けた取組み

事業活動に伴う環境負荷の低減に向けた取組みの推進をお願いいたします。

[具体例]

- (1) 廃材・梱包材・ケーブル、未利用材などの削減・再利用・リサイクル（3R）
- (2) 省エネルギー・低炭素資材・高効率機器の採用
- (3) 騒音・粉じん・排ガスなどの現場環境対策
- (4) 再生材・低炭素材を用いたグリーン調達の推進
- (5) HV車・EV車の使用

【6-D】 化学物質・廃棄物の適正管理

有害物質、廃棄物、フロン類などを適切に管理・処理し、漏洩・不法投棄・不適正処理が発生しないよう必要な措置を講じてください。

【6-E】 環境配慮型製品・施工方法の提案

省エネルギー製品、再生材利用製品、環境配慮工法など、環境負荷低減に寄与する資材・施工方法の積極的な提案をお願いします。

V 情報セキュリティ

7. 機密情報・個人情報の保護

【7-A】 情報管理の徹底

取引や工事を通じて得た図面、積算情報、顧客情報、見積金額等の機密情報は厳重に管理し、不正利用や情報漏洩が生じないよう徹底してください。

【7-B】 情報漏洩防止と不適切発信の禁止

第三者への情報漏洩、SNS 等での不適切な発信は禁止します。

【7-C】 個人情報保護法・社内方針の遵守

関連法令および当社の情報セキュリティ基本方針を遵守してください。

【7-D】 インシデント発生時の報告

情報の漏洩、紛失、不正アクセスなどのインシデントが発生した場合は、速やかに当社へ報告し、適切な対処を行ってください。

VI サプライチェーン全体への配慮・協力要請

8. 責任ある調達の推進

【8-A】取引先への展開

当社の調達方針および本ガイドラインの趣旨を、貴社の取引先・協力会社にも適切に共有し、サプライチェーン全体でのコンプライアンス確保や環境負荷低減など、サステナブルな調達活動の実現に向けた取り組みを推進していただくようお願いいたします。

【8-B】モニタリングと是正への協力

当社は、責任ある調達の実効性を確保するため、必要に応じてモニタリング（状況確認）を実施します。

- (1) モニタリングの結果、問題が確認された場合には、速やかな是正措置の実施をお願いいたします。
- (2) 必要に応じてアンケート調査・ヒアリング・実地確認などをお願いする場合があります。

VII 運用・見直し

本ガイドラインは、社会環境や法令、業界慣行の変化に応じて定期的に見直しを行います。改訂や運用上の改善点がある場合は、取引先との対話を通じて協議・更新を行います。

第2版
東光電気工事株式会社

制定日 2023年10月1日
改定日 2025年12月1日

参考資料

【用語解説】

・ GHG (Greenhouse Gas : 温室効果ガスの英語表記)

温室効果ガスとは、大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなど、太陽光の熱を地表に閉じ込めて大気や地表を温める効果を持つガスの総称。

※ 温室効果ガス (GHG) 排出量削減における Scope1、Scope2、Scope3 の定義については別紙1 参照。

・ ダイバーシティ

人種・性別・宗教・価値観などさまざまに異なる属性を持った人々が、組織や集団において共存している状態。

・ ハラスメント

人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為

(1) セクシュアルハラスメント

職場での性的な発言や行動が原因で、労働者が不利益を受けたり、働きづらくなるような状況が生じること。

(2) パワーハラスメント

職場などで、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えること、職場環境を悪化させたりする行為。

・ 3 R

Reduce (削減)、Reuse (再利用)、Recycle (再資源) の略称。

・ インシデント

情報セキュリティにおける情報漏洩の恐れや不正アクセス、システム障害など、会社の情報資産に悪影響を与える可能性のある異常やトラブルのこと。

温室効果ガス(GHG)排出量の分類

	上 流	自 社	下 流
	Scope3	Scope1 (ガス・ガソリン等) 自社での燃料使 用などの 直接排出	Scope3
買っているもの	カテゴリ1 購入した製品・サービス カテゴリ2 資本財		カテゴリ9 輸送、配送（下 流） カテゴリ10 販売した製品の加工
動かしているもの	カテゴリ3 Scope1,2に含まれ ない燃料及びエネル ギー関連活動 カテゴリ4 輸送、配送（上 流）	Scope2 (電気等) 自社が購入した 電気・熱の使用 に伴う 間接排出	カテゴリ11 販売した製品の使用 カテゴリ12 販売した製品の廃棄
捨てるもの	カテゴリ5 事業から出る廃棄物 カテゴリ6 出張 カテゴリ7 雇用者の通勤 カテゴリ8 リース資産（上流）		カテゴリ13 リース資産（下流） カテゴリ14 フランチャイズ カテゴリ15 投資
動いているもの			別 紙 1

温室効果ガス(GHG)排出量の算出構造

当社のScope3 Cat.1排出量は、サプライヤー自身のCO2排出量の一部が理論上、遡及的に累積されたものとなります。

